

平成27年度

芦屋市営住宅入居者選考委員会

日時 平成27年11月16日(月)
午後1時30分～3時30分

場所 市役所 東館3階 大会議室2

芦屋市営住宅入居者選考委員会委員名簿

選出区分	出身団体名称及び役職名	氏 名
市民団体代表	芦屋市自治会連合会 会計	大永 順一
	芦屋市老人クラブ連合会 副会長	中村 美津子
	芦屋市婦人会 副会長	戎井 恭子
	芦屋市民生児童委員協議会 区域担当	山中 厚子
	芦屋市白菊会 会長	清水 保子
市議会議員	芦屋市議会 副議長	寺前 尊文
	芦屋市議会総務常任委員会 委員長	福井美奈子
	芦屋市議会民生文教常任委員会 委員長	帰山 和也
	芦屋市議会建設公営企業常任委員会 委員長	徳田 直彦
市 職 員	芦屋市総務部長	山口 謙次
	芦屋市市民生活部長	北川 加津美
	芦屋市福祉部長	寺本 慎児
事 務 局	芦屋市都市建設部参事(都市計画担当部長)	山城 勝
	〃 住宅課長	田嶋 修
	〃 住宅課住宅係長	石橋 謙二
	〃 住宅課住宅係	濱砂 陸人

議案(1) 平成27年度 市営住宅等入居希望者登録の申込状況及び困窮度点の決定について

1 募集期間

平成27年8月25日(火)から平成27年9月11日(金)まで

2 申込案内

- (1)8月1日号 市広報に掲載, ホームページに掲載
- (2)申込案内書及び申込書を平成27年8月1日から市役所北館・南館玄関受付, ラポルテ市民サービスコーナー及び住宅管理センターで配布

3 申込状況

143件

<内 訳>

	1人世帯			2人世帯			3人以上世帯			合計		
	26年度	27年度		26年度	27年度		26年度	27年度		26年度	27年度	
		第1希望	第2希望		第1希望	第2希望		第1希望	第2希望		第1希望	第2希望
受付件数	54	74	74	46	34	34	26	35	35	126	143	143

<団地希望理由内訳>

希望理由	1人世帯			2人世帯			3人以上世帯			合計		
	26年度	27年度		26年度	27年度		26年度	27年度		26年度	27年度	
1 学区の為	0	0	0	6	4	3	7	10	9	13	14	12
2 通院の為	13	24	18	10	12	7	5	7	6	28	43	31
3 通勤・通学の為	4	7	4	3	2	3	2	4	4	9	13	11
4 親族・友人等が近い為	12	10	7	5	3	2	4	3	2	21	16	11
5 環境が良い為	11	12	11	10	6	6	3	3	3	24	21	20
6 介護の為	0	0	0	1	1	1	0	1	0	1	2	1
7 現住所に近い為	5	3	3	4	1	1	1	2	0	10	6	4
合計	45	56	43	39	29	23	22	30	24	106	115	90
希望率	83.3%	75.7%	58.1%	84.8%	85.3%	67.6%	84.6%	85.7%	68.6%	84.1%	80.4%	62.9%

<団地希望内訳>

1 南芦屋浜団地	9	12	6	7	6	5	2	5	1	18	23	12
2 上宮川町住宅	7	3	4	4	2	2	0	1	2	11	6	8
3 宮塚町2番住宅	0	1	0	3	0	1	1	1	2	4	2	3
4 若宮町住宅	7	8	6	4	0	0	3	4	1	14	12	7
5 精道町住宅	4	7	5	2	2	0	3	3	3	9	12	8
6 津知町住宅	7	4	3	0	0	1	2	2	3	9	6	7
7 清水町住宅	0	1	1	4	5	1	0	2	2	4	8	4
8 楠町住宅	2	4	2	3	1	5	3	2	3	8	7	10
9 翠ヶ丘5番住宅	-	5	2	-	1	2	-	4	1	0	10	5
10 翠ヶ丘23番住宅	0	0	1	2	0	0	0	0	1	2	0	2
11 大東町4番・5番・11番住宅	3	4	3	0	3	0	0	1	0	3	8	3
12 大東町14番・15番16番・17番住宅	2	2	4	2	3	2	1	0	1	5	5	7
A 宮塚町2番・若宮町住宅	1	0	0	0	3	0	2	3	1	3	6	1
B 精道・津知町住宅	1	1	5	1	1	1	0	0	1	2	2	7
C 楠・翠ヶ丘町23番住宅	0	0	1	2	0	1	2	1	1	4	1	3
D 大東町住宅全域	2	4	0	5	2	2	3	1	1	10	7	3
合計	45	56	43	39	29	23	22	30	24	106	115	90

4 あっせん世帯数

あっせん日	1人世帯	2人世帯	3人以上世帯	合計	
	26年度(25年度)	26年度(25年度)	26年度(25年度)	26年度(25年度)	
受付件数	54(46)	46(44)	26(30)	126(120)	
H26.12~27.8(H25.12~26.8)	7(11)	11(16)	8(10)	26(37)	
内訳	H26.12~27.3(H25.12~26.3)	3(3)	7(6)	4(5)	14(14)
	H27.3~27.8(H26.3~27.8)	4(8)	4(10)	4(5)	12(23)

市営住宅等空家状況

平成27年10月31日現在

番号	建設年度	団地名	棟	部屋番号	専用面積(m ²)	住戸タイプ名							EV 有無	退居日
						1DK	2K	2DK	2LDK	3K	3DK	3LDK		
1	H9	南芦屋浜団地	1号棟	210	64.48						○		有	H27.10.23
2	H9	南芦屋浜団地	2号棟	306	39.91	○							有	H27.10.27
3	H9	南芦屋浜団地	2号棟	310	64.48						○		有	H26.11.21
4	H9	南芦屋浜団地	2号棟	405	39.91	○							有	H27.6.30
5	H9	南芦屋浜団地	3号棟	901	64.48						○		有	H26.9.25
6	H9	南芦屋浜団地	4号棟	0303	49.78			○					有	H27.5.20
7	H9	南芦屋浜団地	4号棟	0504	64.70						○		有	H27.2.23
8	H9	南芦屋浜団地	4号棟	1203	49.78			○					有	H27.10.23
9	H9	南芦屋浜団地	5号棟	1205	74.10						○		有	H26.12.26
10	H8	大東町5番住宅	1号棟	102	48.84			○					有	H27.3.30
11	H8	大東町5番住宅	1号棟	205	39.77	○							有	H27.4.7
12	H8	大東町5番住宅	1号棟	507	64.35						○		有	H26.12.27
13	H8	大東町14番住宅	1号棟	110	50.35			○					有	H25.8.31
14	H8	大東町14番住宅	1号棟	113	50.35			○					有	H27.9.30
15	H8	大東町14番住宅	1号棟	303	50.35			○					有	H27.8.17
16	H8	大東町14番住宅	1号棟	309	50.35			○					有	H27.9.25
17	H8	大東町14番住宅	1号棟	407	50.35			○					有	H26.11.25
18	H8	大東町14番住宅	1号棟	418	50.35			○					有	H26.5.26
19	H8	大東町14番住宅	1号棟	419	50.35			○					有	H24.4.26
20	H8	大東町14番住宅	1号棟	513	50.35			○					有	H26.6.8
21	H8	大東町14番住宅	1号棟	516	50.44			○					有	H25.10.30
22	H5	大東町15番住宅	1号棟	301	62.97						○		—	H27.5.29
23	H4	大東町15番住宅	6号棟	101	62.97						○		—	H27.7.14
24	H2	大東町16番住宅	1号棟	201	67.59						○		—	H27.5.25
25	H2	大東町16番住宅	2号棟	301	63.95						○		—	H27.6.29
26	H1	大東町16番住宅	5号棟	108	67.59						○		—	H26.8.20
27	H1	大東町16番住宅	5号棟	202	39.99		○						—	H27.6.22
28	H1	大東町16番住宅	5号棟	405	67.63						○		—	H27.8.24
29	H4	大東町17番住宅	1号棟	201	65.55						○		—	H26.11.21
30	H3	大東町17番住宅	3号棟	206	44.50		○						—	H27.4.27
31	H3	大東町17番住宅	3号棟	308	54.50					○			—	H27.9.7
32	H3	大東町17番住宅	3号棟	402	66.95						○		—	H27.8.1
33	H3	大東町17番住宅	3号棟	407	54.50					○			—	H26.8.30
34	H8	宮塚町2番住宅	1号棟	204	45.08			○					有	H27.9.28
35	H8	楠町住宅	1号棟	103	64.29					○			有	H27.7.24
36	H8	楠町住宅	1号棟	306	39.91	○							有	H27.7.29
37	H26	翠ヶ丘町5番住宅	1号棟	209	40.10	○							有	H27.2.17
38	H26	翠ヶ丘町5番住宅	1号棟	210	40.10	○							有	新築
39	H26	翠ヶ丘町5番住宅	1号棟	212	39.72	○							有	新築
40	H26	翠ヶ丘町5番住宅	1号棟	307	41.62	○							有	新築
41	H26	翠ヶ丘町5番住宅	1号棟	311	40.10	○							有	新築
42	H26	翠ヶ丘町5番住宅	1号棟	313	39.01	○							有	新築
43	H26	翠ヶ丘町5番住宅	1号棟	406	40.42	○							有	新築
44	S61	上宮川町住宅	1号棟	303	64.48						○		有	H26.10.3

市営住宅等空家状況

45	S61	上宮川町住宅	1号棟	306	64.48						○		有	H26.12.25
46	S61	上宮川町住宅	2号棟	605	64.48						○		有	H25.12.24
47	S61	上宮川町住宅	2号棟	607	64.48						○		有	H26.10.9
48	S61	上宮川町住宅	4号棟	107	64.00						○		有	H25.11.30
49	S61	上宮川町住宅	4号棟	202	64.00						○		有	H27.1.8
50	S61	上宮川町住宅	4号棟	401	45.00					○			有	H27.9.30
51	H11	若宮町住宅	2号棟	403	51.88					○			有	H27.5.7
52	H9	精道町住宅	1号棟	301	42.73	○							有	H27.9.25

合 計				52	12	2	15	0	3	20	1	40	52
-----	--	--	--	----	----	---	----	---	---	----	---	----	----

住戸タイプ（面積）とあっせん対象世帯

1人世帯	2人世帯	3人以上世帯
39.6～44.5㎡	45.0～57.4㎡	61.3～82.0㎡
1DK・2K	2DK・3K	3K・3DK以上

市営住宅等入居希望者登録 困窮度点別世帯別一覽表

(単位:件)

世帯	1人世帯		2人世帯		3人以上世帯		合計	
	26年度	27年度	26年度	27年度	26年度	27年度	26年度	27年度
33	0	1	0	0	0	2	0	3
32	0	1	0	1	1	2	1	4
31	1	0	0	0	1	0	2	0
30	1	1	1	0	1	0	3	1
29	0	0	1	1	0	0	1	1
28	1	2	1	0	0	0	2	2
27	0	2	0	1	1	2	1	5
26	2	2	1	6	1	2	4	10
25	1	3	3	0	0	1	4	4
24	5	5	7	1	1	3	13	9
23	3	3	4	3	1	3	8	9
22	0	1	3	2	2	2	5	5
21	2	3	6	2	1	2	9	7
20	4	2	1	1	0	2	5	5
19	0	5	2	0	3	1	5	6
18	5	6	0	0	0	1	5	7
17	4	7	1	0	1	2	6	9
16	3	8	2	1	3	1	8	10
15	8	4	1	1	1	3	10	8
14	2	6	0	5	2	0	4	11
13	4	6	3	2	2	2	9	10
12	2	2	3	2	0	0	5	4
11	2	2	3	1	2	1	7	4
10	0	1	1	2	1	1	2	4
9	3	1	1	1	0	1	4	3
8	1	0	0	0	0	0	1	0
7	0	0	0	0	1	1	1	1
6	0	0	1	0	0	0	1	0
5	0	0	0	1	0	0	0	1
4	0	0	0	0	0	0	0	0
3	0	0	0	0	0	0	0	0
2	0	0	0	0	0	0	0	0
1	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	54	74	46	34	26	35	126	143

芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例（抜粋）

（入居者選考委員会への諮問）

第15条 市営住宅の入居資格，選考方法，住宅の割当方法その他必要な事項を定めるに当たっては，芦屋市附属機関の設置に関する条例（平成 18 年芦屋市条例第 5 号）第 2 条に規定する芦屋市営住宅入居者選考委員会に諮るものとする。

芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（抜粋）

（委員長）

第 3 条の 2 選考委員会に委員長を置き，委員の互選により定める。

- 2 委員長は，会務を総理し，選考委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき，又は委員長がかけたときは，あらかじめ委員長の指名する委員が，その職務を代理する。

（会議）

第 3 条の 3 選考委員は，委員長が招集し，その議長となる。

- 2 選考委員は，委員の過半数の出席がなければ，会議を開くことができない。
- 3 選考委員の議事は，出席委員の過半数で決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

芦屋市附属機関の設置に関する条例（抜粋）

（設置）

第2条 市に次の通り附属機関を置く。

第3条

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員定数	委員の構成	任期
市長	芦屋市営住宅入居者選考委員会	市営住宅の入居資格，選考方法，住宅の割当方法その他必要な事項について調査審議	12 人以内	(1) 市議会議員 (2) 市民団体の代表者 (3) 市職員	1

（任期）

第 3 条 委員の任期は，第 2 条の表のとおりとする。ただし，特に定める場合を除き，補欠委員の任期は，前任者の残任期間とする。

- 2 委員は，再任されることができる。

芦屋市情報公開条例（抜粋）

（会議の公開）

第 19 条 実施機関に置く附属機関及びこれに類するものは、その会議（法令、他の条例又は規則の規定により公開することができないとされている会議を除く。）を公開するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合であって当該会議で出席者の3分の2以上の多数により非公開を決定したときは、この限りでない。

- (1) 非公開情報が含まれる事項について審議、審査、調査等を行う会議を開催する場合
- (2) 会議を公開することにより、当該会議の構成又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合